相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市右京区太秦森ケ前町六番地一三、最後の住所京都市右京区太秦森ケ前町六番地の一三　被相続人　亡　根本知代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

京都市山科区御陵鳥ノ向町二一　富士菱ビル四階　ターマン法律事務所

相続財産清算人　弁護士　佐々木久実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市黄金町五丁目三番地九、最後の住所京都市左京区鹿ケ谷桜谷町七〇番地　被相続人　亡　中西　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町二六三京榮烏丸ビル五階　藤原・橋本法律事務所

相続財産清算人　弁護士　藤原　式子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県高砂市伊保港町一丁目一五二六番地、最後の住所大阪府大阪市福島区海老江二丁目二番一〇―五〇五号　被相続人　亡　田中　努

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪市北区西天満四丁目一番二二号阪神神明ビル三階

相続財産清算人　弁護士　三木　保美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区南堀江二丁目二番、最後の住所大阪市西区南堀江二丁目二番一―一一〇五号　被相続人　亡　茶岡公夫三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪市北区西天満四丁目一五番一八号プラザ梅新一五一六号室

相続財産清算人　弁護士　龍田　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県隠岐郡海士町大字海士一八三九番地二、最後の住所大阪府大阪市住吉区長居一丁目二番一七―四〇九号　被相続人　亡　村尾　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪市北区浪花町一三番三八号千代田ビル北館七階　ひすい法律事務所

相続財産清算人　弁護士　笹谷　竜二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市西大物町七五番地六、最後の住所兵庫県川西市錦松台三番三一号　被相続人　亡　関　敏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八番一―一一一号

太田川口法律事務所

相続財産清算人　弁護士　川口　丹子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区大井通二丁目五番地一、最後の住所兵庫県神戸市長田区真野町九番四七―二〇六　被相続人　亡　中井　利子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

兵庫県神戸市中央区明石町三二番地明海ビル八階神戸ブライト法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大野　彰子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市倉橋町一八〇六番地、最後の住所神戸市北区鈴蘭台北町三丁目二四番一号　被相続人　亡　原　昌司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

神戸市中央区東川崎町一丁目一番三号神戸クリスタルタワー二一階　神陵法律事務所

相続財産清算人　弁護士　福島　佳樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県芦屋市楠町五番地、最後の住所兵庫県神戸市須磨区妙法寺字ロノ川二三番地の二三　被相続人　亡　花木　伸哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

兵庫県神戸市中央区多聞通一丁目一番四号のじぎくコーポ二階　坂田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　坂田　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市城内一丁目一番、最後の住所神戸市西区神出町南三六八番地の一一九神出シニアコミュニティ　被相続人　亡　荒木　昌彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

兵庫県明石市本町一丁目一番二四号大日明石本町ビル五階五〇二明石さざんか法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小森　祐輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府綾部市西方町大善一四番地、最後の住所兵庫県神戸市西区平野町常本四二七番地の三　被相続人　亡　岡本　克英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目一一番一号センタープラザ西館五〇一号室　神戸中央法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中尾　悦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市須磨区須磨寺町一丁目一一三番地、最後の住所神戸市垂水区西舞子三丁目六番七号　被相続人　亡　正木　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

神戸市中央区京町七四　京町七四番ビル六階　かがやき法律事務所

相続財産清算人　弁護士　須山幸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県川西市萩原台西一丁目一一一番地、最後の住所兵庫県川西市萩原台西一丁目一一一番地　被相続人　亡　中西　十郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番三号山本不動産ビル八〇一号室

相続財産清算人　弁護士　林下　志麻